

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時、A社で店員として働いていたが、家庭の事情によりパートに切り替えてもらった。

年金は将来のために積み立てようと考え、国民年金に加入し保険料を納付した。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間は国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間の前月の昭和 60 年 3 月 1 日に国民年金に任意加入し、保険料を納付していることが確認でき（後に厚生年金保険期間と重複していたため還付）、申立期間についても国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、B銀行C支店で納付したとしているが、申立期間当時、同支店が国民年金保険料収納事務を行っていたことが確認されており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

夫が国民年金に加入し、国民年金保険料をまとめて納めた昭和55年に、私の国民年金保険料も結婚後空白がないようにまとめて納めたと言っている。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、自分の預金を引き出し申立人及び自分の国民年金保険料を一括納付した際、申立人と自分の納付書を見たとき具体的に主張している上、申立人の夫は申立期間に相当する期間の保険料を第3回特例納付により納付しており、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から54年3月まで  
② 昭和60年1月から61年12月まで

申立期間①は、A市の婦人会に毎月国民年金保険料を納めていた。申立期間②は、毎月25日前後に銀行員が自宅に集金に来ており、納付書と保険料を渡していた。昭和60年分及び61年分の確定申告書の控えがあり、確定申告書の控えには国民年金保険料の保険料額の記載がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された昭和60年分及び61年分の所得税の確定申告書（控）にはいずれも社会保険料控除額が記載されており、同控除額欄の国民年金保険料額は申立期間に係る国民年金保険料額と一致していることから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと推認される。

一方、申立期間①については、申立人はA市で婦人会の集金人に毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る社会保険事務所が保管する特殊台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間より後の昭和55年1月21日にA市に転入した旨記載されている上、申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から61年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から54年3月まで  
② 昭和60年1月から61年12月まで

申立期間①は、A市の婦人会に毎月国民年金保険料を納めていた。申立期間②は、毎月25日前後に銀行員が自宅に集金に来ており、納付書と保険料を渡していた。私は当時、確定申告を行っていないが、夫の昭和60年分及び61年分の確定申告書の控えがあり、確定申告書の控えには国民年金保険料の保険料額の記載がある。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人から提出された申立人の夫の昭和60年分及び61年分の所得税の確定申告書（控）にはいずれも社会保険料控除額が記載されており、同控除額欄の国民年金保険料額は申立期間に係る国民年金保険料額と一致していることから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと推認される。

一方、申立期間①については、申立人はA市で婦会の集金人に毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る社会保険事務所が保管する特殊台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間より後の昭和55年1月21日にA市に転入した旨記載されている上、申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 60 年 1 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から41年1月まで  
国民年金保険料は、私が妻の分と一緒に地区の納税組合に毎月納めていた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月15日に申立人の妻と連番で払い出され、36年4月から40年1月までの国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人が一緒に納付したとする申立人の妻は申立人の申立期間に相当する期間は納付済みであることから、申立人夫婦の納付意識は高かったものと考えられ、申立人のみが申立期間の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

また、A町役場は、申立期間当時、申立人が居住する地区において納税組合による集金が行われていたとしており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年11月まで  
申立期間の国民年金保険料は、夫の国民年金保険料と一緒に納付した。  
申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月以降に払い出されていることが推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付状況に係る記憶が曖昧であるため、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明であり、ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から45年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から45年8月まで  
申立期間の国民年金保険料については、父が生前に私の保険料を納めていたと話していたことを記憶している。  
申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張している申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が居住しているA市及び社会保険事務所において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から48年7月まで

「ねんきん特別便」の記録では、昭和42年1月に国民年金に加入した時期が未加入になっているが、当時は婚姻と同時にA市に転居し、同市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、自宅で集金人に毎月納付し、領収書を年金手帳に貼<sup>は</sup>ってもらっていた記憶がある。

当時の年金手帳を探したが、夫の仕事の関係で13回転居したので、全部処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を集金人に現金で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月28日にB市において、任意加入被保険者として払い出されており、その時点では、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和42年1月に婚姻と同時にA市に転居し、同市役所において国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立期間当時、同市を管轄する社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び同市の保管する国民年金被保険者名簿の中には申立人の氏名を確認できないことから、申立人には、A市において国民年金手帳記号番号が払い出されていないものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月4日から22年8月29日まで

A社に勤務していた厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金として支給済みとの通知を平成20年6月24日に受けた。

脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給された旨が記載されており、その支給記録は社会保険庁のオンライン記録とも一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき処理され、A社の資格喪失日から1か月後に支給決定されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は、通算年金制度前であった上、同僚からも申立人の脱退手当金に係る周辺事情を聴くことができないほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 18 日から 36 年 8 月 1 日まで

私は、集団就職でA氏と一緒にB社に就職した。その後、C社に入社したが、昭和 34 年 3 月 18 日に退社し、その日のうちにD社に入社した。同社に勤めてすぐ右の鼓膜を破る怪我をして保険証を作ってもらった。同社に 36 年 7 月末まで勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間についてD社に勤務していたことは同僚の証言により推認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、当該事業所は現存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い上、同僚の証言からは、申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 23 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和 29 年 12 月 1 日から 36 年 7 月 21 日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 9 月 23 日まで  
② 昭和 29 年 12 月 1 日から 36 年 7 月 21 日まで

申立期間①はA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、社会保険事務所から、申立期間②については脱退手当金が支給されているとの説明を受けたが、私は手続を行った覚えは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人がA社に勤務していたことは申立人の姉の証言により推認できるものの、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、A社が保管する「厚生年金健康保険被保険者名簿」には、申立人の入社は昭和 29 年 9 月 24 日、喪失は同年 10 月 26 日と記載されており、社会保険事務所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」と一致する上、社会保険事務所が保管する同名簿の整理番号に欠落は無い。

さらに、事業主に対して、申立人に係る厚生年金保険料の控除等の状況について照会したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることができない上、申立期間当時、A社に勤務していた同僚は、「当時、

入社して半年ぐらいは、見習いの期間があり、すぐに正社員になれず、厚生年金には加入できなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②のB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月経過後の昭和36年10月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が申立期間②に勤務したB社において、昭和30年1月から46年7月までに厚生年金保険被保険者資格を喪失した者の中で、脱退手当金の受給資格がある7人全員が脱退手当金を受給しており、その7人のうち5人が6か月以内に支給決定されている上、同僚の一人は、「申立期間当時、事業所から脱退手当金の説明を受けていた。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。